ＮＨＫ歳末たすけあい配分に関する基準

（令和６年度未定稿）

１．配分の基本的な考え方

「ＮＨＫ歳末たすけあい」実施要綱に基づき、その性格を考慮して、一般募金配分と区別した配分を行うものとする。

特に、岡山県内に拠点を置く障がい者関係の団体や施設・事業所の行う活動等を重点的に配分するものとする。

また、岡山県内で、災害が発生した場合は、災害ボランティア活動への配分も行えるものとする。

２．配分対象

（１）在宅重度障がい者（高齢者）の支援、障がい者当事者団体等の支援

（２）在宅障がい者の自立支援及び就労支援（地域活動支援センター等）

（３）岡山県内で災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置された市町村で活動するボランティアグループ等〈※１〉の支援

（４）その他必要と認めるもの

〈※１〉岡山県内に活動拠点を置くボランティアグループ等で、非営利団体であること。
なお、申請にあたっては、災害ボランティアセンターを設置する市町村社会福祉協議会を通じて行うものとする。

３．配分額

（１）上記２の（１）の配分額は、原則として事業費の３／４以内で３０万円を上限とする。
ただし、本会が特定の目的のために実施する事業及び他団体に事業を指定して委託配分する場合は、この限りでない。

（２）上記２の（２）の配分対象事業は、作業用備品の整備や建物の修繕等とし、配分額は、事業費の３／４以内で１０万円を上限とする。

（３）上記２の（３）の配分額は、原則として１０万円を上限とする。

（４）上記２の（４）は、高い福祉効果が認められる事業について、事業内容を勘案し、必要と認める額の３／４以内を特別配分できるものとする。

４．配分申請・配分決定

配分を要望する団体及び施設・事業所は、本会の指定する期日までに、所定の配分申請書を提出しなければならない。提出された申請のうち、緊急性または必要性の高いものから優先して配分する。

なお、配分決定及び交付時期は、原則として次のとおりとする。

（１）第１次配分：１０月下旬決定、翌年１月以降

（２）第２次配分：翌年３月決定、４月以降交付（次年度交付）

５．配分金交付・助成表示・事業実施報告

（１）配分対象となった団体及び施設・事業所からの交付請求書（所定の様式）に基づき、配分金を交付する。

（２）配分の対象となった事業は、『赤い羽根共同募金　助成表示・周知について』を参考に、「ＮＨＫ歳末たすけあい配分」によるものであることを表示及び周知しなければならない。

（３）配分を受けた団体及び施設・事業所は、事業完了後、事業実施報告書（所定の様式）を本会に提出しなければならない。

６．その他

（１）原則として、配分申請後の内容の変更は認めない。ただし、止むを得ない場合は、本会の承認を得るものとする。

（２）「ＮＨＫ歳末たすけあい」の配分は、岡山県共同募金配分要綱、岡山県共同募金配分要領に準拠するものとする。

（３）同一団体・施設等が、同一年度内に本会が募集する２つ以上の事業への申請を行うことはできない。